



グループホーム

あろんていあ住吉

重要事項説明書



当事業所は、ご契約者様に対して認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供いたします。施設の概要や、提供されるサービスの内容、利用料金等、契約上注意していただきたい内容を次のとおり説明します。

医療法人弘善会

1. 事業者

事業者名称	医療法人 弘善会
代表者名称	理事長 矢木 崇善
法人所在地 (連絡先及び電話番号)	大阪市東成区東今里二丁目12番13号 (06) 6978-2307
法人設立年月日	平成2年12月20日

2. 事業所の概要

事業所名称	グループホームあろんていあ住吉
介護保険指定事業者番号	2792000370
事業の目的	<p>本事業は、認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。</p>
運営の方針	<p>指定認知症対応型共同生活介護等の提供にあたっては、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）によって自立した生活が困難になった利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう生活機能の維持向上に努める。</p> <p>2 サービスの実施にあたっては、利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活を送れるよう支援し、精神的な安定、周辺症状の減少及び認知症の進行を緩和するよう努めるとともに、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活を送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。</p> <p>3 サービスの実施にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。また、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>4 サービス提供の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨と</p>

	<p>し、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>5 サービス提供の実施にあたっては、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>6 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。</p>
開設年月日	2017年11月1日
事業所所在地	大阪市住吉区南住吉一丁目4番34号
管理者	松浦 敦史
連絡先	TEL (06) 6697-8812 FAX (06) 6697-8813
入居定員	1ユニットあたり：9名 ユニット数：3 総定員数：27名
敷地概要	471.45㎡
建物概要	鉄骨4階建て 延床面積997.88㎡（建物全体） （グループホーム：2階～4階部分 延床面積749.13㎡）
居室の概要	クローゼットあり21室 クローゼットなし6室 （居室有効面積7.82㎡～8.28㎡） 全室にエアコン、電動リモートコントロールベッド、マットレスカーテン、照明、換気扇、緊急通報装置を設置
共有施設の概要 ※各階同様の設備	居間・食堂・キッチン（有効面積51.81㎡） トイレ3ヶ所（うち車いす対応1ヶ所） 洗濯室・脱衣室・浴室・ベランダ・エレベーター
緊急対応方法	主治医及び連携医療機関と提携して支援・協力体制を整備
防犯防災設備 避難設備等の概要	自動火災報知設備、スプリンクラー、消火器、煙感知器連動制御、防犯カメラ、防火扉、防災カーテン
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種と職務の内容	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者 従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う	1名		1			介護福祉士	認知症対応型サービス事業管理者 認知症介護指導者
計画作成担当者 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関との連絡調整を行う	2名		2			介護支援専門員 1 介護福祉士 1	認知症介護リーダー 1 認知症介護実践者 1
介護従事者 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う	24名	17	1	6		介護福祉士 18 実務者研修 2 初任者研修 3	認知症介護リーダー 2 認知症介護実践者 2

4. 職員体制（3ユニット）

昼間帯	6～9人
夜間帯	3人 夜勤宿直の別：夜勤

5. 利用状況（令和6年7月1日現在）

利用者数	2階： 9名 3階： 8名 4階： 9名 合計：26名
要介護度別	要支援2： 0名 要介護1： 5名 要介護2： 4名 要介護3： 6名 要介護4： 5名 要介護5： 6名

6. ホーム利用にあたっての留意事項

（1）利用基準

- ① 要支援2、要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 他人に害を及ぼさないこと

- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

(2) 契約の終了

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期（2ヶ月以上）にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

(3) 利用者の契約解除

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも1ヶ月の予告期間においてこの契約を解除することができます。

(4) 事業者の契約解除

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間（但し⑤の場合には予告期間を設けることを要しない）において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③ 次のいずれかに該当し、小人数による共同生活を営むことに支障が生じると事業者が判断したとき。
 - ㊶ 認知症状に伴う著しい精神状態を伴うとき。
 - ㊷ 認知症状に伴う著しい行動異常があるとき。
 - ㊸ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるとき。
 - ㊹ 身体的能力の低下が著しく、介護の重度化が長期に亘るおそれがあるとき。
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき
- ⑤ 利用者が故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、精神的暴力若しくはセクシュアルハラスメント行為をしたとき

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	<p>食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談援助等</p> <p>上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。</p> <p>ただし、加算項目につきましては当該月における利用者の状況及び職員体制により割増となります。</p>
保険対象外サービス	<p>下記のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。</p>
敷金	100,000円
居室の提供（家賃）	56,800円／月
食事の提供	1,500円／日
管理費 （※内訳）	<p>38,000円／月</p> <p>※建物設備維持費、定期清掃費用、共有設備部分にかかる水光熱費、余暇活動費、行事費、町会費などを含みます。</p>
個人消耗品の費用	<p>個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。</p> <p>個人の居室内で使用する電気代は、居室内電気メーターにて個々に検針し、実費精算となります。</p>
退去時	<p>退去の通知は1ヶ月前に書面でもって必ずご連絡ください。 （死亡時を除く）</p> <p>退去日が退去届提出日より1ヶ月未満の場合、退去届提出日より1ヶ月に達するまでの居室等使用料及び管理費はお支払いいただきます。</p> <p>現状復帰費用として、利用者の故意や不注意により、汚損（汚物等による異臭を含む）した畳・襖・壁紙やフローリング等の張替や取替費用、業者による特殊な除臭・洗浄費用、設備・備品の補修費用等（業者見積にて事前にご確認いただけます）を実費ご負担願います。</p> <p>ただし、自然消耗・自然損傷、画鋲などによる軽微な穴の補修は費用のご負を頂きません。</p>

① 基本料金

1日あたりの自己負担分（負担割合1割の場合）

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
802円	807円	844円	870円	887円	905円

②加算項目

- ・初期加算（入居30日間）32円（1日につき）
- ・医療連携加算39円（1日につき）
- ・生活機能向上連携加算215円（月単位）
- ・認知症専門ケア加算Ⅰ3円・Ⅱ4円（1日につき）
- ・夜間支援体制加算Ⅱ27円（1日につき）

- 退去時相談援助加算429円（1回限り）
 - 看取り介護加算
（死亡31日以前45日）77円（1日につき）
（死亡4日以前30日）154円（1日につき）
（死亡前日及び前々日）729円（1日につき）
（死亡日）1372円（1日につき）
 - 若年性認知症利用者受入加算129円（1日につき）
 - 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）合計×18.6%円（1日につき）
 - 科学的介護推進体制加算43円（1回につき）
 - サービス提供体制強化加算24円（1日につき）
 - 協力医療機関連携加算 107円（月単位）
 - 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）10円（月単位）
 - 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）5円（月単位）
- （注意）加算項目につきましては当該月における、利用者の状況及び職員体制により変動いたします

③外泊（入院を含む）期間中は食材料費を返還いたします。（終日不在日数分）

8. 費用の支払いについて

敷金	入居決定後1週間前かつ入居日
居室等使用料 食材料費 管理費	翌月27日まで
介護給付利用者負担分 個別の費用	翌月27日まで

次のいずれかの方法により翌月27日までにお支払いください。

- ①事業所での現金支払い ②指定口座への振込み ③自動引落し

お支払いを確認後、利用料とその他の費用（個別費用ごとに区分）について記載した領収書を交付いたします。再発行はできませんので、必ず受領のうえ大切に保管をお願いいたします。

9. 秘密保持と個人情報の保護（使用同意）について

- ① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- ② 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ 事業所は、利用者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等において利用者の個人情報をを用いる場合は当該家族の代表者の同意を、あらかじめ文書により得

たうえて、必要な範囲内で行う。

10.事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除されまたは賠償額を減額されることがあります。

事業者は、万が一の事故発生に備えて上記の損害賠償責任保険に加入しています。

1 1. 緊急時等における対応方法

- ① 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- ② 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ③ 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行うものとする。

1 2. 非常災害対策について

非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

◇非常災害時連絡先

行政統括窓口機関	大阪市高齢福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ 連絡先：06-6241-6310
地域行政機関	大阪市住吉区役所保健福祉センター保健福祉課（介護保険担当） 連絡先：06-6694-9859

1 3. 身体拘束等を行う際の手続きおよび虐待防止について

- ① 事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」）を行わない。
- ② 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- ③ 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとする。
- ④ 事業所は、「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待・不適切なケアの対策・防止策を講じる。また、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、区役所または 地域包括支援センターに通報を行う。

1 4. 連携施設

当事業所は、以下の施設と連携し支援体制を整備しています。

- | | | |
|---------------------|----------------------|--------------------|
| ・特別養護老人ホーム ウェルネスあびこ | 所在地 大阪市住吉区我孫子西1-2-15 | TEL (06) 6608-3000 |
| ・介護老人保健施設 アロンティアクラブ | 所在地 大阪市住之江区北島2-7-32 | TEL (06) 6682-6620 |

1 5. 協力医療機関

当事業所は利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の協力医療機関と連携し支援体制を整備しています。

- | | | |
|---------------|-----------------------|--------------------|
| ・矢木クリニック | 所在地 大阪市住之江区安立1-4-3 | TEL (06) 6675-6198 |
| ・弘善会矢木脳神経外科病院 | 所在地 大阪市東成区東今里2-12-13 | TEL (06) 6978-2307 |
| ・六車歯科医院 | 所在地 大阪市住之江区住之江 1-1-14 | TEL (06) 6674-6464 |

1 6. 医療連携体制について

当事業所は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が可能な限り継続して生活できるよう、看護師を配置し、日常的な健康管理を行っています。緊急時または状態悪化時に適切な対応（主治医との連絡・調整）がとれる等の体制を整備しています。

（1）緊急時の対応

急病、病状悪化や事故等で処置を行う必要が生じた場合は、連絡体制にもとづき、主治医・看護師らと連絡をとって対応いたします。

状況によっては、救急搬送により、主治医以外の他医療機関での受診、適宜医師の判断により処置が行われる場合があることをご了承ください。なお、速やかにご家族に連絡いたしますので、必ず付き添いをお願いいたします。

(2) 「重度化した場合における対応に関する指針」について

- i) 急性期における医師や医療機関との連携体制をとります。
- ii) 入院期間中における利用費用は、居室等使用料と管理費の支払いとします。食材料費については、日額費用を終日不在日数分返還いたします。
- iii) 入院は2ヶ月（60日間）を限度とします。
- iv) 退去の通知は1ヶ月前に書面でもって必ず連絡ください（死亡時を除く）。退去日が退去届提出日より1ヶ月未満の場合、退去届提出日より1ヶ月に達するまでの居室等使用料及び管理費はお支払いいただきます。
- v) 看取りは、以下のような医療体制を理解され、ご本人およびご家族・担当医師・当施設が合意し、別紙書面にて承諾・同意した場合に行います。

医師の訪問は往診による対応です。定期的に月2回以上の往診があります。看護師の出勤は週に1回です。

- ・ グループホームは医療機関でないため、職員は点滴等の医療行為は行えません。
- ・ 緊急時は、連絡体制にもとづき、主治医・看護師らと連絡をとって対応します。

(3) 看取り介護について

- i) ご本人に苦痛を伴う治療処置対応は行いません。危篤な状態に陥った場合も病院にはできるだけ搬送せず、施設内にて最後を看取ります。
ただし、病気により耐えられない苦痛を伴う場合、状態によっては協力病院へ搬送させて頂くこともあります。
- ii) 医師に相談指示を仰ぎながら、苦痛や痛みを和らげる方法を取り、ホームでできる限りの看取り介護をします。
- iii) 食事はできる限り経口摂取に努めます。
- iv) ご本人の意向を尊重し、尊厳を守る援助をいたします。
- v) ご家族の希望に添った対応に心がけます。面会や付き添いをお願いいたします。
- vi) ご本人ご家族の希望、意向に変化があった場合はいつでもお申し出下さい。その意向に従い援助させていただきます。

17. 苦情相談窓口

あろんていあ住吉 苦情相談窓口 (受付時間9:00~17:00)	苦情受付担当者 田中 恵士 苦情解決責任者 管理者 松浦 敦史 連絡先：06-6697-8812
苦情相談行政統括 窓口機関	大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ 大阪府中央区船場中央3-1-7-331号 連絡先：06-6241-6310
苦情相談行政機関	大阪市住吉区役所保健福祉センター保健福祉課（介護保険担当） 大阪市住吉区南住吉3-15-55

	連絡先：06-6694-9859
苦情相談保健機関	大阪府国民健康保険団体連合会介護保険課 大阪府中央区常盤町1-3-8号 連絡先：06-6949-5446

18. 運営推進会議の設置

当事業所では、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構成： 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、
認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等

開催： 隔月で開催。

議事録： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

- ・第三者評価実施状況 有り（訪問調査日：令和6年3月14日）

グループホームにおける重度化対応に関する指針

1. 当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- (1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるよう、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。
- (2) できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※ やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

2. 重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応出来る連携体制を

確保します。

① 看護職員の体制

看護職員は、あろんていあ住吉が契約する訪問看護ステーションから配置、勤務する者です。内容は利用者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関等との連絡・調整等です。

② 急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制がとれています。

協力医療機関	
矢木クリニック	
所在地 大阪市住之江区安立1-4-3	電話 (06) 6675-6198
訪問看護ステーションアロンティア住之江	
所在地 大阪市住之江区安立2-7-2	電話 (06) 6671-7435
弘善会矢木脳神経外科病院	
所在地 大阪市東成区東今里2-12-13	電話 (06) 6978-2307

(2) 多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

① 重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

② ケア計画に沿ったケアの実施

ご本人・ご家族とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。

③ 家族・地域との連携

家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

3. 重度化対応に関する各職種の役割

(管理者)

- ・看取り介護の総括責任者の任命
- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育・研修

(看護職員)

- ・主治医または協力病院との連携
- ・重度化に伴い起こりうる処置への対応

- ・疼痛の緩和
- ・緊急時の対応
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・心身の状態のチェックと経過の記録

(計画作成担当者)

- ・継続的な家族支援
- ・他職種とのチームケアの確立
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・緊急時の対応

(介護職員)

- ・きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- ・身体的、精神的緩和ケア
- ・コミュニケーション
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
- ・定期的なカンファレンスへの参加

4. 看取り介護への対応

ご本人およびご家族との話し合いや意思の確認をし、当事業所で看取り介護を実施する場合は、その受入の可否を含めて検討し、体制を整えこれに対応します。

5. 職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。

そのため、施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

- ① 重度化に伴うケアの知識と技術
- ② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
- ③ チームケアの充実
- ④ 看取り介護に関する対応
- ⑤ 重度化対応ケアの振り返り（検証）

6. 入院中における食費・居住費の取り扱い

居室使用料（家賃）・管理費については、入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は算定の対象期間とします。

食材料費については、原則として提供した食事について一日単位で計算対象期間とします。

附 則

- 1 この重度化対応に関する指針は、2017年11月1日から施行する。

年 月 日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 大阪市東成区東今里二丁目12番13号
法人名 医療法人 弘善会
代表者 理事長 矢木 崇善 印

説明者氏名 印

上記内容の説明を事業者から受け、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護のサービス提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印
(代筆：)

利用者代理人 住所
氏名 印
(利用者との関係：)

身元引受人 住所
氏名 印
(利用者との関係：)